

議案第49号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立米子産業体育館） について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年12月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 公の施設の名称 鳥取県立米子産業体育館
- 2 指 定 管 理 者 以下の法人が共同出資して設立する法人
代表者 米子市米原八丁目11番49号
株式会社山陰管財
代表取締役 田 中 富士夫
山梨県甲府市青葉町8番40号
有限会社ウインワールド
代表取締役 轡 孝 志
島根県松江市南田町92番地1
株式会社さんびる
代表取締役 竹 田 俊 美
- 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

4 理 由 米子産業体育館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、株式会社山陰管財、有限会社ウインワールド及び株式会社さんびるが共同出資して設立する法人を指定管理者として指定しようとするものである。